

番号	1. ②
項目	介護の申請や相談については、懇切丁寧に対応すること。
(回答) 介護保険にかかる申請及び相談については、これまでから、窓口等に相談に来られた被保険者の状況を聞き取り、その方の状況に応じて、適用可能な制度や内容に関する説明や案内を行っているところです。 また、申請についても申請書の記入例などを使用しながら、場合によっては確認を求めながら代筆を行うなど、それぞれの被保険者の状況に応じ対応しております。	
担当	西成区役所 保健福祉課 介護保険グループ 電話：06-6659-9859

番号	1. ⑩
項目	高齢者が外出したり、地域で活動・交流できるように、「 <u>老人憩いの家</u> 」事業を復活し、 <u>財政</u> や <u>人的支援の施策</u> を行うこと。
(回答) 老朽化により維持管理上著しく支障があると認められる場合やバリアフリーのための改修等について、「大阪市地域集会施設改修整備補助金交付要綱」に基づき、改修整備に要する経費の一部を補助する補助金の交付を行っております。 (下線部について回答)	
担当	西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734

番号	4. ③
項目	ガン検診の受診率を高めるよう、効果的な施策を行うこと。
(回答) 西成区では、健康展を含めた健康教育の場を活用し、がん検診の必要性を伝える啓発活動に取り組んでおります。 加えて、がん検診の案内ビラを乳幼児健診、常設相談、育児教室、子育てサロン、百歳体操で配布しており、公共施設（区民センター）にがん検診ガイドブックを設置しております。 また、担当部署と連携し転入された方へお渡ししている転入者パックにも各種検診・健康診査のご案内を封入し転入者に対する啓発も行っております。 さらに、ガン検診案内ホームページや行政オンラインシステムの申し込みフォームの改修を行うほか、LINE を用いてがん検診の啓発も行い受診勧奨に努めております。	
担当	西成区役所 保健福祉課 地域保健グループ 電話：06-6659-9882

番号	5. ⑤
項目	CW（ケースワーカー）の対応の仕方・言動が悪い例がある。例えば、「引っ越し・大型ゴミの処分費用は出ない、生保受給者はフードバンクを利用できないプレミアム商品券の差額は収入になる、生活クラブに入会できない」など不安を抱かせる例が出されている。区役所でも、研修や指導を徹底すること。
(回答) ケースワーカーは、各種研修等を受講し、迅速かつ丁寧な対応を心がけております。 いただいたご指摘を踏まえ、今後も研修等を継続して実施し、対応力の向上に努めるとともに、より一層、迅速かつ丁寧な対応を徹底してまいります。	
担当	西成区役所 保健福祉課 支援グループ 電話：06-6659-9872

番号	6. ②
項目	<u>小中学校の統廃合は、教育的意義、保護者や地元の合意を得て、慎重に行うこと。</u> また、学校選択制は合理的な理由のみに留め、「指定外通学」の適用をすすめること。
(回答) 大阪市では、有識者で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申を踏まえ、子どもたちが多様な考えに触れ、互いに認め合い、協力し合いながら成長できる教育環境を確保し、教育活動の充実を図るため、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化（統合）に取り組んでいます。 適正な学級規模については、「大阪市立学校活性化条例」において、小学校が 12～24 学級、中学校が 9～24 学級模と規定されており、毎年 5 月 1 日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案し、適正規模を満たさない学校については、各区が作成した学校再編整備計画案をもとに、教育委員会会議での審議・議決を経て、計画を策定・公表します。 学校再編整備計画の推進にあたっては、各学校に在籍する児童の保護者や地域住民の皆様を委員とする「学校適正配置検討会議」を設置し、意見の聴取を重ねるとともに、丁寧な説明に努めながら、ご理解とご協力を得られるよう取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	西成区役所 保健福祉課 子育て支援グループ 電話：06-6659-9824

番号	6. ②
項目	小学校の統廃合は、教育的意義、保護者や地元の合意を得て、慎重に行うこと。また、<u>学校選択制は合理的な理由のみに留め、「指定外通学」の適用をすすめること。</u>
(回答) 「学校選択制」は、就学すべき学校の指定に先立ち、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる制度で、理由を問わず学校選択が可能、保護者の意見を一定反映できる制度であるのに対し、本市における指定校の変更（「指定外就学」）は学年途中の転居や保護者の就労等による留守家庭児童（小学生）、いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒の場合など、許可基準を定め、通学区域以外の学校への就学を認めているものであり、どちらも必要な制度であると考えています。 （下線部について回答）	
担当	西成区役所 窓口サービス課 住民登録グループ 電話：06-6659-9963

番号	7. ①
項目	フードバンク・フードパントリー・お弁当配布などの民間団体の取り組みについては、会場費補助、チラシ配架、消費期限間近の災害用備蓄食料の提供などの支援を行うこと。
(回答) 当区では、食料支援を行っている様々な活動団体があり、それぞれが独自の調達先から食料を確保し、活動場所の確保や広報等についても主体的に運営されている状況です。 区役所においては、生活困窮者自立相談支援窓口を設置しており、生活困窮者支援を行う中で、様々な活動団体や関係機関等と連携をとりながら食糧支援も含めて、生活困窮状態からの脱却をめざした包括的な支援に取り組んでいます。	
担当	西成区役所 保健福祉課 支援グループ 電話：06-6659-9872

番号	7. ②
項目	子ども食堂、無料塾、子育て相談などの施策支援・事業を拡大すること。
(回答) (子ども食堂) 西成区内では、各小学校区に子ども食堂が開設されており、現在約 20 ヶ所が運営されています。これらの子ども食堂は、安心・安全な食事の提供だけでなく、子どもが落ち着いて遊ぶことのできる地域の居場所としても重要な役割を担っています。 また、令和 8 年 7 月に株式会社ライフコーポレーションと「食料品及び生活日用品の提供に関する協定」を締結し、同社から提供いただいた食料品等を子ども食堂へ分配することを始めました。 今後も、西成区社会福祉協議会と連携しながら、運営団体に対する必要な情報提供や助成制度の案内、物資支援の充実など、きめ細やかなサポートに努めてまいります。 (無料塾) 第三期西成特区構想（令和 5 年度から 9 年度まで）では、「子育て・教育するなら西成区」を目指し、各学校の協力を得ながら、小学校から中学校までの学年に応じた多様なニーズに対応する、西成区独自の子ども・教育施策として、下記の無料（※一部実質無料）で受講できる学習支援を実施しています。 <基礎学力向上支援事業（西成ジャガピースクール）> 区内小学 3・4 年生を対象に、夏休みや平日の放課後、冬休みを利用し、小学校で塾等の事業者による課外授業を実施しております。 <発展型学習支援事業（西成ジャガピースクールアドバンス・西成特別進学塾）> 区内の小学校 5・6 年生及び中学生を対象に、家庭の経済状況の如何に関わらず本人が志望する水準の高等学校への進学ができるように、成績中上位層を中心とした学習意欲のある生徒に対して、発展的な内容の学習機会を提供することによって更なる学力向上を図っております。	

＜西成区基礎学力アップ事業（西成まなび塾）＞

区内の小学校 5・6 年生及び中学生を対象に、小中学校校舎等の公共施設を活用した塾等事業者による課外授業（補習）を実施しております。授業料は月額 1 万円必要となりますが、大阪市習い事・塾代助成カードの利用が可能となっております。

＜外国につながる児童生徒の学習言語定着支援事業（外国から日本にきた子どもの学習塾）＞

区内の小学校 4 年生から中学校 3 年生の帰国・来日等により学力に課題があり日本語で日常会話ができる児童生徒を対象に、母国の学校では教わっていない内容や、日本語習得中に授業を受けたため十分に理解できていなかった内容などの放課後学習を実施し、学習に使う日本語（学習言語）の定着と学力の向上を図っております。

今後も引き続き、児童生徒の学力状況の把握に努め、PDCA サイクルを効果的に活用しながら、最大限の成果が得られるよう取組を進めてまいります。

（子育て相談）

当区では、担当地区を決めてこども相談等を行う地区担当制を導入しており、世帯や地域の実情を把握した担当者が、責任をもって保護者等からの子育て相談等への体制を整備しています。

また、令和 7 年度からは家庭児童福祉に関する専門的技術をもとに相談指導業務を行う家庭児童相談員の人数を 2 人から 3 人に増員し、継続して支援が必要な保護者等に対して、よりきめ細やかな対応ができるよう体制を整備したところです。

担当	西成区役所 保健福祉課 子育て支援グループ 電話：06-6659-9824
----	---------------------------------------

番号	8. ②
項目	各区の避難所数と、飲食料数・毛布備蓄数、避難所利用予想数、要避難支援者数と対策、生活弱者・障がい者への支援策、マンション居住者対策、津波対策、福祉避難所数などの避難計画を明示すること。
(回答) 西成区の災害時避難所は 24 か所あり、1 つの避難所につき 300 人分程度（1 日分）の飲料水や毛布などの日用品を備蓄しています。各災害時避難所の受入可能人数等については、区役所ホームページに掲載しています。なお、災害時避難所開設時には、市本部と調整したうえで、必要となる物資について市内の備蓄拠点から供給されることになっています。 要避難支援者対策については、災害時避難行動要支援者名簿の整備を行うとともに、津波による浸水被害が想定される地域から順次個別避難計画の作成を進めています。 福祉避難所については、現在区内 13 の高齢者施設などと協定を結んでおり、引き続き福祉避難所の確保に向けて取り組んでいきます。 津波対策については、現在区内に 79 か所の津波避難ビルがあり、保管場所の確保等でご協力いただいた施設には、簡易トイレ・簡易テント・飲料水・食糧等を備蓄していただいています。引き続き津波避難ビルの確保及び備蓄についても進めていく予定です。	
担当	西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734

番号	9. ③
項目	公園のトイレ・水道を改修し、また、未設置の公園には早急に設置すること。
(回答) 児童遊園は、大阪市の未利用地や民有地に設置された児童の遊び場で、地域住民で組織された団体等により管理されており、西成区には現在 9 か所あります。大阪市ではこれらの児童遊園に対し施設整備等の経費および管理に必要な経費の補助制度がありますが、西成区では当該経費については地域活動協議会の一括補助金として取り扱っております。 一方で、トイレ等の新たな施設整備については、現時点で地域において設置の意向はありませんが、設置については課題も多く、敷地が狭小で設置スペースの確保が難しい場合が多いことや、給排水設備の引込み、防犯・安全面、維持管理動線の確保などから、設置条件を満たさない箇所が想定されます。また、地域の限られた予算・人員の中では、児童の安全確保に資する維持補修を優先して対応している状況です。 区役所としては児童遊園の趣旨を踏まえつつ、制度の範囲内で必要な助言・案内等を行ってまいります。	
担当	西成区役所 市民協働課 地域支援グループ 電話：06-6659-9734

番号	9. ④
項目	図書館などの公共施設のトイレを洋式化すること。
(回答) 西成区民センターや西成区役所は公共施設であり、多様な利用者を想定しているため、和式トイレと洋式トイレを併設しています。洋式トイレは、しゃがむ姿勢をとる必要がなく、高齢者や足・腰が不自由な方でも楽に利用でき、和式トイレは便座に直接座らず、より衛生的にトイレを利用できるため、多様な利用者のニーズに対応できます。	
担当	西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734 西成区役所 総務課 電話：06-6659-9683